

# ホームページ公開用

## 平成31年3月5日 定例教育委員会 会議録

### 1 開催日時及び場所

- ・平成31年3月5日（火） 午後3時00分 ～ 午後3時44分
- ・教育委員会室

### 2 出席者

教育長	安 福 正 寿	事務局職員	
委員	稲 本 正	副教育長	内 木 禎
委員	野 原 正 美	教育次長	堀 貴 雄
委員	竹 中 裕 紀	義務教育総括監	服 部 和 也
委員	近 藤 恵 里	総合教育センター長兼教育研修課長	坂 井 和 裕
	(森口祐子委員は欠席)	教育総務課長	平 野 孝 之
		教育総務課教育主管（高校）	高 橋 宗 彦
		教育総務課教育主管（義務）	早 川 剛
		教育管理課長	松 田 直 樹
		教育財務課長	柴 田 雅 道
		教職員課長	北 岡 龍 也
		教職員課福利厚生室長	若 野 明
		学校安全課長	片 桐 基 晴
		学校支援課長	古 賀 英 一
		学校支援課教育主管（義務）	渡 邊 勝 敏
		学校支援課教育主管（高校）	森 岡 孝 文
		特別支援教育課長	松 原 勝 己
		体育健康課長	野 田 正 明

### 3 議事日程等

議第1号について非公開とすることを決定。

### 4 会議録

平成31年2月12日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

### 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<b>議第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>	
<p>職員の表彰について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<b>報第1号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</b>	
教育総務課長	<p>報第1号について報告する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る議案「岐阜県教育ビジョンの策定」について、岐阜県知事から2月12日付けで意見を求められたため、2月14日付けで別添のとおり異議がない旨を専決により回答したため、報告しその承認を求めるものである。第3次岐阜県教育ビジョンの原案については、前回2月の定例教育委員会においてご審議いただき、ご意見、ご提言を踏まえて修正したものを2月20日の総合教育会議で配布した。その後さらに修正したものを、今議会上に上程している状況であり、これについての意見を求められ、異議がない旨を回答するものである。議案の内容については、資料5頁から7頁に記載のとおり、「ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成」の他に、全体として5つの基本方針を立てながら、具体的な施策である28本の目標を掲げている。その他にも議案として、主な目標数値を5本あげながら、議会に諮っているところである。目標数値として全体では45本あり、その中で特徴的なもの5本を議案として提出している。</p>
稲本委員	<p>議会での承認はまだされておらず、議案を提出した状態であるということか。</p>
教育総務課長	<p>先週議案を上程し、審議をいただいている過程にある。最終日に議決をいただくかたちとなる。</p>
稲本委員	<p>議案に対する議員の判断により、もう一度変わる可能性はあるのか。</p>
教育総務課長	<p>どのようなかたちになるのかは分からないが、意見があればその可能性はある。</p>
稲本委員	<p>万が一、大幅に変更することになった場合、再度我々が審議し直さなければならないのか。</p>
教育総務課長	<p>否決をされるかどうかということになると思うが、一度説明会において議案の説明をしており、その場で特段ご意見はいただいている。今後、常任委員会で改めて審議していただくことになるが、基本的には承認いただけるのではないかと考えている。</p>
教育長	<p>報第1号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<b>報第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</b>	

## ホームページ公開用

教職員課長	<p>報第2号について報告する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る議案「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について、学校教育で教員が関わる部分があるため、岐阜県知事から2月13日付けで意見を求められ、2月20日付けで別添のとおり異議がない旨を専決により回答したことを報告し、その承認を求めるものである。資料14頁に教育委員会が該当する第二十条の規定が記載されており、これは学校の部活動に関する特別勤務手当に関して規定したものである。従来、部活動については、1日4時間という想定で3600円の手当を支給していたが、来年度からは、2700円に減額改定をする。国の部活動ガイドライン等において、休日の部活動の適正な活動時間が3時間に規定されたこと、また、それに伴い国における義務教育費国庫負担金の支給額についても同様に3時間2700円に改定されていることから、それに合わせて改定をするものである。</p>
教育長	報第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
<b>議第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</b>	
教育総務課長	<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見についてお諮りする。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、平成31年第1回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る条例改正の議案について、岐阜県議会議長から2月26日付けで意見を求められたため、異議のない旨を回答することについてお諮りするものである。本条例案は、文化財保護法に基づく事務を、移譲の意向を示された市町村に移すというものである。こちらについては、1月に開催された定例教育委員会において、定例岐阜県議会への議案提出にあたり、知事から意見を求められたため、異議のない旨回答することを承認いただいた案件である。資料23頁をご覧ください。具体的には、国指定重要文化財の現状変更の許可や保存のための調査等の事務について、その権限を、希望のあった大垣市に移譲しようとするものである。これについて、条例改正をして移すということを議会に上程しているというものであり、こちらについて、教育委員会の事務に関わるものということで、議長から改めて意見を求められているというものであり、異議のない旨を回答させていただきたいということである。</p>
稲本委員	前回、我々は、知事に対して異議がない旨を回答することを承認したため、ここで反対することはあり得ないのにも関わらず、なぜもう一度諮るのか。
副教育長	条例として提案しているのは、知事である。内容については、教育委員会の権限に係る部分があることから、県議会において今後審議が進んでいき、最終的に可決するか否決するかを意思決定するにあたり、教育委員会の権限に係る部分に対して確かに差し支えないかという最終的な確認を議会としてとっているものであり、ご理解いただきたい。
稲本委員	もし我々が、ここで反対をした場合に、知事に回答したことは何だったのかとなってしまうため、それはあり得ないことである。議論をしたうえで、知事に対して回答することを承認したが、同じ内容を議会に対して再度承認するということでよいか。
副教育長	議案を上程する際に、教育委員の方々には審議をしていただいているため、その前提で事務は進んでいる。念のための最終確認である。
教育長	議第2号について、挙手により採決する。

# ホームページ公開用

教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第 3 号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</b>	
教 育 管 理 課	<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見についてお諮りする。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、平成 31 年第 1 回定例岐阜県議会に提出された岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、岐阜県議会議長から 2 月 26 日付けで意見を求められたため、異議のない旨を回答することについてお諮りするものである。本条例案についても、1 月の定例教育委員会において、同条例を上程することについて知事から意見を求められたため、異議のない旨回答することを議決いただいた。条例の内容については、本年 4 月 1 日から文化及び文化財の保護に関する事務を知事が管理し、執行するということである。</p>
教 育 長	議第 3 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第 4 号 「岐阜県中学校部活動指針」及び「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」について</b>	
学 校 支 援 課	<p>「岐阜県中学校部活動指針」及び「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」についてお諮りする。</p> <p>「岐阜県中学校部活動指針」は 2 頁から 17 頁に、「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」は 18 頁から 28 頁に記載している。まず、定義、手順等について簡単にご説明する。これまで、運動部活動にかかる指針及びガイドラインについては、既に昨年 3 月に、「スポーツ庁」から出されたガイドラインを受け、中学校では 7 月に一部改訂し、高校では 12 月に教育委員会にて議決をいただき、市町村教育委員会や高等学校に示してきたところである。ただし、部活動というのは、吹奏楽や合唱、演劇、自然科学等、文化系の部活動もあり、そうした文化系部活動についての適用はどうかということと、昨年 12 月終わりに、「文化庁」から「文化部活動」にかかるガイドラインが示されたところである。このガイドラインの対象範囲としては、運動部活動と同様に「義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とする」ということであり、早速、中学校の部活動指針の再検討に入った。市町村教委や中学校側の多くは、運動系に限定することなく、全ての部活動を包括する「部活動指針」として策定し運用しているのが実態であり、今回、県から「ダブルスタンダード」が示されることにより、かえって混乱を招くという声もあり、県としても、「運動」と「文化」を一本化した形で示していくことが良いとのことで、資料にあるとおり、「運動」をとった「部活動の指針」として一体化した策定作業を進めてきたところである。また、「高校段階についても原則として適用される」という国の趣旨を踏まえ、昨年 12 月に県として策定した「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン」の再整理も同時に図ってきたが、高校の文化部についても、コンクールなどで全国レベルの技を磨く部など、学校や部ごとに活動の実態は様々であることを踏まえ、岐阜県高等学校文化連盟の会長や活動が盛んな部会長などに、実際の運用の想定として乖離がないかどうかなどについて、意見を聴取した。また、中学校と同様に運動と文化をすりあわせたかたちで一本化する方向についても、校長の意見を聞くなどし、合意形成を図り、今回の案の策定に着手した。内容については、「日数」や「時間的」な基準を含め、「運用」にかかる部分は、運動・文化を問わず、いずれも同様で変更はない。今回の再整理は、運動部活動ならではの要素をそのまま残しつつ、例えば、文化系は「生徒の活動動機や目標が、コンクール等で上位成績を目指したいという子や、仲間とコミュニケーションの機会としたい子、などと様々であり、そのニーズを踏まえること」や、「美術館や博物館などの文化施設の活用や、芸術文化団体等、あるいは地域との連携による環境整備の工夫を図ること」など、文化部活動ならではの要素を付加</p>

## ホームページ公開用

	<p>したというものである。本日の議決をもって策定された後は、年度内に各市町村教育委員会及び高等学校に通知し、それぞれに「部活動の活動方針」を策定・再整理し、来年度スタートに備えていただく予定である。</p>
稲本委員	<p>校長先生の決断がとても重要である。今までも、部活動で不祥事が起これば校長先生が責任をとらなければならなかったが、この方針を徹底させるのであれば、そのことをよく理解して資料を作っていたかなければならない。校長先生は益々大変になるのではないかと心配である。教育委員会としては、各学校の事情は分からないため、校長先生には余程よく言うておかなければならないのではないかと。</p>
副教育長	<p>校長の指揮・監督の下で顧問が運動部活動、文化部活動それぞれで個人の個性を伸ばしていくことも学校教育活動の一環として行っていくものであるため、安全配慮についても当然校長が指揮をして、その監督下で行っていくことが必要となってくる。ご指摘の点については、教育委員会から各学校長に対し再徹底をし、個々の部活動が適正に行われるようにしっかりと活動計画を定め、年間どのようなスケジュールで行っていくのか、負担はないのか、という辺りについても、校長がしっかりと監督しながら行っていく。</p>
稲本委員	<p>定例教育委員会に挙がってくる案件の中で、部活動に関する不祥事については相当な時間をかけて議論している。結果的には、起きてしまったものをどうしようという議論となるが、そもそも起きないようにしなければならぬ。そもそも不祥事がなければ議論をする必要がなく、その分、教育ビジョンなど先の話をするに時間を使ったほうが良い。そういった意味でも、これはかなり重要な要素になってくるということに改めて感じた。</p>
竹中委員	<p>指針やガイドラインというのは、今回初めて作ったものなのか。</p>
学校支援課長	<p>運動系部活動については、既に昨年までにガイドラインが存在しているが、文化系部活動の要素が盛り込まれていなかった。しかし、学校現場では併用するかたちで運用しているなか、しっかりと整備をし、両方を加味したかたちで運用していこうという趣旨で策定作業を進めている。</p>
竹中委員	<p>「指針」と「ガイドライン」の中身の違いを見ると、中学校の「指針」は、全体の骨格は校長だが、顧問が責任をもって様々なことを行っており、責任の範囲の書き方に顧問が多い。逆に、高等学校の「ガイドライン」は、校長が全面的に責任を担っており、思いが違うのかと感じた。</p>
学校支援課長	<p>運動系部活動は流れの延長上で作成しており、指針とガイドラインの相違もあるが、校種の特徴が出ている。中学校は、どの学校も横並びで同じような指針を活用することが出来るが、高等学校では、様々な特徴のある学校や部活動があるため、そうした意味で、違いは多少出てくる。</p>
野原委員	<p>資料22頁に、「県教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うものとする。」という記載があり、資料19頁にある年間計画表と月間計画表を添付して提出されることになると思うが、各学校から計画表を県教育委員会に集め、それをチェックする仕事が増えるということか。</p>
学校支援課教育主管(高校)	<p>学校で定めていただくことになるため、県教育委員会としても、学校を指導していくといううえで、今回は大枠としてそのような線を引いた。併せて、学校側は、ホームページにも掲載をするため、地域の皆様にも見ていただきながら取り組んでいくというかたちで進めていきたいと思っている。</p>

## ホームページ公開用

野原委員	統一のフォームが既に全学校に送られているのか。
学校支援課教育主管(高校)	これをもとに各学校が、それぞれの部活動の規定を作成し、それをホームページに掲載していただく。
野原委員	大変なことである。
教育長	議第4号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>事務局報告(政策)</b>	
<b>(1) 新子どもかがやきプラン アクションプラン2019について</b>	
特別支援教育課長	<p>新子どもかがやきプランについて報告する。</p> <p>資料37頁をご覧ください。これは、第3次教育ビジョンや新子どもかがやきプランに基づき、平成31年度に取り組む施策を示したものである。重点施策として、「県内各地域に高等特別支援学校機能の整備をすること」、「障がいのある児童生徒のニーズに対応した学びの場の整備をすること」、「学びの場を支える教員の専門性の向上」の3点を掲げている。まず始めに、「県内各地域に高等特別支援学校機能の整備をすること」については、高等特別支援学校機能を全県展開する。これは、岐阜、西濃地域に続き、可茂地域にも高等特別支援学校の早期開校を目指し、県立学校内での整備について検討を進めていくものである。さらに、東濃、飛騨地域についても学校規模、整備内容等の検討をする。また、特別支援学校高等部の職業教育の充実としては、高等特別支援学校の整備により、既存の特別支援学校の生徒の実態が変化していくことに伴い、生徒の実態に合った作業学習の見直しや、生徒のもっている力を企業側が把握しやすいような仕組みづくりを行うことにより、就労に繋げていきたいと考えている。次に、「障がいのある児童生徒のニーズに対応した学びの場の整備」として、発達障がい等のある児童生徒の特性を踏まえた支援の充実を行う。今年度から、高等学校においても、通級による指導が始まった。今年度は、華陽フロンティア高等学校の他校型や不破高等学校で少人数コミュニケーション講座を実施しているが、さらに来年度は華陽フロンティア高等学校の通信制の生徒を対象とした自校型、そして、東濃高等学校にさらに広げていきたいと考えている。多様なニーズに応じた学びの場の整備としては、例えば、小児がんなどで長期入院を余儀なくされているお子さんがいるわけだが、そうした長期入院に伴い学校で学習指導を受けられない高校生に対して、テレビ会議システム等を活用することにより、学校と病院を繋ぎ授業に参加することのできるシステムを構築していきたいと考えている。今年度、既に実施している学校があり、1名の生徒が利用して学習を行っているが、来年度はさらに充実させていきたいと考えている。医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制の整備としては、現在、特別支援学校には胃婁等、経管栄養とか、痰の吸引といった医療的ケアが必要な生徒がいるため、その生徒に対して看護講師を配置し、学校生活を送っている。しかし、校外学習については、保護者の同行を求めているという現状があるため、保護者の同行がなくても看護師の同行により安全に校外学習が実施できる体制を整備していきたいと考えている。特別支援学校の学習環境の整備については、スクールバス乗車時間が60分を超えている生徒が現在42名いるため、60分を超えず安全に通学できるようスクールバスを7台増配置していく。同じく、特別支援学校の整備の中で、郡上特別支援学校の1校舎体制に向け、郡上市と検討会議を立ち上げて、具体的な候補地の検討をしていきたいと考えている。障がい者理解(心のバリアフリー)の推進として、特別支援学校では交流及び共同学習において、岐阜新聞岐阜放送社会事業団から頂いたボッチャやゴールボール等を有効活用して障がい者スポーツを推進していく。最後に、「学びの場を支える教員の専門性の向上」として、小・中</p>

## ホームページ公開用

	<p>学校、高等学校における教員の専門性を高めていく。小・中学校には通級指導教室が増えているため、通級を担当する教員の育成をする必要があり、今までは、通級の担当者になってから受ける研修となっていた。それを、通級を担当する前年度に研修を受け、4月から即戦力として活動できるようにしたいと考えている。また、特別支援学校における教員の専門性を向上させるため、コア・ティーチャーを核として取り組みを引き続き推進していく。なお、資料39頁は、新子どもかがやきプラン推進委員会において、委員から出された主なご意見を掲載している。これらの意見を反映し、新子どもかがやきプランを策定した。</p>
稲本委員	<p>なかなか良い案だが、実際見に行くと先生はとても大変であると感じた。案が良くなれば良くなるほど、現場の負担が大きくなるため、今の若い人たちが、特別支援学校の先生に応募してくれるのかが心配である。</p>
特別支援教育課長	<p>教員というのは、子どもが変わると嬉しいもので、それがモチベーションとなり、より良くしようと考える。その中で、働き方改革の中のワークライフバランスを考え、無駄を省きながら指導し、自分のキャリアを高めていくことで、よりやりがいをもって取り組むことができるようにしていきたい。</p>
稲本委員	<p>介護施設でも、人材不足で大変である。きちんとケアをしてくれているが、その分、働く人はものすごく苦勞している。これと同じで、学校でも先生の負担が増大していると感じる。また、良くなれば良くなるほど、保護者はその学校に入学させたいようになるため、生徒の人数も増えていく。良くなるのはいいことだが、ケアをする人に何らかの優遇をすることを考えなければどこかで行き詰まるのではないか。</p>
<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（１）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教育総務課長	<p>資料40頁から42頁にかけて、文化部門、スポーツ部門、その他部門の全国レベル表彰の実績を紹介している。</p>
<b>（２）平成30年度教育委員会行事予定について</b>	
教育総務課長	<p>資料43頁及び44頁に平成30年度教育委員会行事予定を記載している。新年度の計画については、次回の臨時定例教育委員会にて示させていただきたいと考えている。</p>
<b>閉会</b>	
午後3時44分、閉会を宣言する。	